

第 9 回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会 議事次第

日 時：平成 2 6 年 7 月 2 4 日（木）

1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

場 所：厚 生 労 働 省 1 6 階
専 用 第 1 7 会 議

議 事 次 第

1 開会

2 議題

- (1) 新規指定推薦の医療機関について
- (2) その他

3 その他

資料 1 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会 委員名簿

資料 2 がん診療連携拠点病院等の整備について

資料 3 指定要件に基づくがん診療連携拠点病院等の指定の考え方

資料 4 新規指定推薦の医療機関について

参考資料 1 がん診療連携拠点病院等の整備について

(平成 2 6 年 1 月 1 0 日付健発 0110 第 7 号厚生労働省健康局長通知)

別添資料 新規指定推薦の都道府県プレゼンテーション資料及び推薦意見書等

がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会

委員名簿

平成26年7月現在

氏名	所属・役職
垣添 忠生	(公財)日本対がん協会会長
笠松 淳也	広島県健康福祉局長
榎野 博史	国立大学法人岡山大学病院長
関原 健夫	(公財)日本対がん協会常務理事
道永 麻里	(公社)日本医師会常任理事
宮城 敏夫	(公社)全日本病院協会総会副議長 (医療法人浦添総合病院理事長)
宮崎 瑞穂	(社)日本病院会常任理事 (前橋赤十字病院院長)
山口 建	静岡県立静岡がんセンター総長
若尾 文彦	独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター長

(50音順、敬称略)

新要件に基づくがん診療連携拠点病院等の指定の考え方

1. 指定要件について

指定に当たっては、原則、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成26年1月10日付け健発01110第7号厚生労働省健康局長通知）（以下「指針」という。）に定める要件を充足していることとする。

2. 2次医療圏とがん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院の考え方について

指針において、「都道府県拠点病院にあつては、都道府県に1カ所、地域拠点病院にあつては、2次医療圏（都道府県拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。）に1カ所、地域がん診療病院にあつては基本的に隣接する2次医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定（以下「グループ指定」という。）することにより、がん診療連携拠点病院の無い2次医療圏に1カ所整備するものとする。また、特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する特定領域拠点病院を整備するものとする。ただし、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りでないものとする。」と定められている。

(1) がん診療連携拠点病院について

a) ただし書きについては、これまでの検討会を踏まえると、以下のような場合が考えられる。

- 当該病院を指定することによって、当該医療圏や都道府県のがん診療体制に期待される相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などをを用い記載されていること。
- 多くのがん患者を診ていることや当該2次医療圏の人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、拠点病院間の役割分担、多くのがん患者が他の2次医療圏より流入するなど隣接する医療圏との関係等について、都道府県より十分な説明があること。

b) 診療実績がない場合の考え方について

- 指針において、「我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。」と定められている。
- 「集学的治療及び緩和ケアを提供する体制」については、これまで肺がん等で報告期間において診療実績（特に手術）がなくとも、当該医療圏の状況等を勘案し指定された病院はある。

(2) 特定領域がん診療連携拠点病院について

指針に基づく新設の病院。原則、がん診療連携拠点病院の要件を満たすことが求められる（がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたっては地域がん診療連携拠点病院の要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を検討する。）。

特定のがんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していることについて、具体的な数値を用いつつ説明が求められる。

(3) 地域がん診療病院について

指針に基づく新設の病院。地域がん診療病院は、がん診療連携拠点病院のない2次医療圏に、がん診療連携拠点病院とのグループ指定により原則1箇所整備することとしている。当該病院を指定することによる当該医療圏や都道府県のがん診療体制に期待される相乗効果や、グループとなるがん診療連携拠点病院との連携内容について、説明が求められる。

新規指定推薦の医療機関について

岩手県 現在、9医療圏に対し9病院

- ・ 県立釜石病院 (釜石保健医療圏)

福島県 現在、7医療圏に対し8病院

- ◎ いわき市立総合磐城共立病院 (いわき保健医療圏)

栃木県 現在、6医療圏に対し6病院

- ・ 那須赤十字病院 (県北保健医療圏)
- ◎ 足利赤十字病院 (両毛保健医療圏)
- 芳賀赤十字病院 (県東保健医療圏)

埼玉県 現在、10医療圏に対し11病院

- ◎ 自治医科大学附属さいたま医療センター (さいたま保健医療圏)

東京都 現在、13医療圏に対し25病院

- ◎ 東京医科歯科大学医学部附属病院 (区中央部保健医療圏)
- ・ 災害医療センター (北多摩西部保健医療圏)

神奈川県 現在、11医療圏に対し15病院

- ◎ 恩賜財団済生会横浜市東部病院 (横浜北部保健医療圏)
- ◎ 公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター (横浜南部保健医療圏)

大阪府 現在、8医療圏に対し14病院

- ◎ 大阪府立急性期・総合医療センター (大阪市保健医療圏)
- ◎ 市立堺病院 (堺市保健医療圏)

鹿児島県 現在、9医療圏に対し9病院

- 社会医療法人 博愛会 相良病院 (鹿児島保健医療圏)

※ 「・」は当該病院の位置する2次医療圏に、現在がん診療連携拠点病院が指定されていない場合。

「◎」は当該病院の位置する2次医療圏に、既に1箇所以上のがん診療連携拠点病院が指定となっている場合。

「○」は特定領域がん診療連携拠点病院

「●」は地域がん診療病院

平成26年7月25日

照会先 健康局がん対策・健康増進課

課長補佐 宮田（内線4605）

課長補佐 長坂（内線3827）

（代表番号）03-5253-1111

第9回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会の審議結果について

標記検討会の審議結果をお知らせいたします。

1. 日時 平成26年7月24日（木）13:00～15:00

2. 場所 厚生労働省16階 専用第17会議室

3. 審議結果

下記の医療機関については、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院として指定を行うことが妥当とされました。

岩手県 岩手県立釜石病院（地域がん診療連携拠点病院）

福島県 いわき市立総合磐城共立病院（地域がん診療連携拠点病院）

栃木県 那須赤十字病院（地域がん診療連携拠点病院）

芳賀赤十字病院（地域がん診療病院）

埼玉県 自治医科大学附属さいたま医療センター（地域がん診療連携拠点病院）

東京都 東京医科歯科大学医学部附属病院（地域がん診療連携拠点病院）

独立行政法人国立病院機構 災害医療センター

（地域がん診療連携拠点病院）

神奈川県 恩賜財団済生会 横浜市東部病院（地域がん診療連携拠点病院）

公立大学法人 横浜市立大学附属市民総合医療センター

（地域がん診療連携拠点病院）

大阪府 大阪府立急性期・総合医療センター（地域がん診療連携拠点病院）

市立堺病院（地域がん診療連携拠点病院）

鹿児島県 社会医療法人博愛会 相良病院（特定領域がん診療連携拠点病院）